平成 24 年４月 24 日

各　位

会 社 名　株式会社パシフィックネット
代表者名　代表取締役　　上田　満弘
（コード番号　3021　東証マザーズ）
問合せ先　取締役財務経理部長　菅谷　泰久
（電話番号　03－5730－1442）

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年４月 24 日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式の分割を実施するとともに、100 株を１単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の金額の実質的な変更はありません。

２．株式分割の概要

（１）分割の方法

平成 24 年５月 31 日（木曜日）最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式１株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

（２）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	25,875 株
今回の分割により増加する株式数	2,561,625 株
株式分割後の発行済株式総数	2,587,500 株
株式分割後の発行可能株式総数	10,350,000 株

（３）分割の日程

基準日設定公告日	平成 24 年５月 16 日（水曜日）
基準日	平成 24 年５月 31 日（木曜日）
効力発生日	平成 24 年６月　１日（金曜日）

３．単元株制度の採用

（１）新設する単元株の数

「２．株式分割の概要」の効力発生日である平成 24 年６月１日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

（２）新設の日程

効力発生日　　平成 24 年６月　１日（金曜日）

（参考）平成 24 年５月 29 日（火曜日）をもって、東京証券取引所における売買単位も１株から 100 株に変更されることになります。

４．定款の一部変更

（１）変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第２項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 24 年６月１日（金曜日）をもって、当社定款の一部を変更いたします。

① 株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第６条を変更いたします。

② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第７条を新設いたします。

③ 現行定款第７条以下の条数を各１条繰り下げいたします。

④ 現行定款第６条の変更及び第７条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

（２）変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更部分を示しております。）

現行定款	変更後
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、103,500 株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、10,350,000 株とする。
（新設）	（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、100 株とする。
第７条～第 41 条　（条文省略）	第８条～第 42 条　（現行どおり）
附則 （新設）	附則 第３条 第６条（発行可能株式総数）の規定の変更及び第７条（単元株式数）の規定の新設は、平成 24 年６月１日からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日にこれを削除する。

【ご参考】

今回の株式分割は平成 24 年６月１日を効力発生日としておりますので、平成 24 年５月期期末配当につきましては、株式分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。

以上